

## レイクタウン北自治会自主防災活動規程

制定 平成25年5月12日

### (目的)

第1条 この規程は、レイクタウン北自治会（以下、「本会」という。）の行う自主防災活動について定める。

### (自主防災組織)

第2条 本会は、災害対策基本法に定める「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」（同法において「自主防災組織」という。）として、地震その他の災害（以下「各種災害」という。）による被害の防止及び軽減を図る活動を行う。

2 前項の目的を達成するため、本会の自主防災活動にあたっては、「レイクタウン北自治会自主防災組織」（以下「本組織」という。）の名称を適宜使用するものとする。

### (活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、レイクタウン北自治会規約（以下「本会規約」という。）第3条に基づき、本会規約第4条に定める区域内の主として以下に掲げる事項についての地域的な協同活動（本規程において「自主防災活動」という。）を行う。

- (1) 防災に関する知識・技能の普及・啓発に関すること。
- (2) 各種災害に対する予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 各種災害の発生時における情報の収集・伝達及び出火防止・初期消火、避難、救出・救護、給食・給水等応急対策に関すること。
- (5) 防災資機材の整備等に関すること。
- (6) 他組織との連携に関すること。
- (7) その他本組織の目的を達成するために必要な事項

### (拠点)

第4条 本組織の主たる拠点は、次のとおりとする。

- (1) 平常時は本会の主たる事務所とする。
- (2) 災害時はその状況に応じて適宜定めることとする。

### (会員)

第5条 本会の会員は、当然に本組織の会員である。

- 2 会員は、第8条に定める防災計画に基づく自主防災活動実施に協力することに努める。

(役員)

第6条 本会における次の者が、本組織の活動における次に掲げる役員を兼ねるものとする。

- (1) 会長 自主防災組織本部長
- (2) 副会長 自主防災組織副本部長
- (3) 自主防災活動の運営にあたる者 自主防災組織委員長又は委員

2 前項に掲げるほか、自主防災活動の運営にあたる者を、本組織の役員たる自主防災組織委員として置くことができる。

(役員職務)

第7条 自主防災組織本部長は、本組織の代表として、本会規約及び本規程並びに総会の決議に従って自主防災活動を総括する。

2 自主防災組織副本部長は、自主防災組織本部長と協力して自主防災活動を運営する。

3 自主防災組織委員長及び委員は、自主防災組織本部長及び自主防災組織副本部長に協力して自主防災活動を運営する。

(防災計画)

第8条 本会は各種災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成するものとする。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 防災に関する知識・技能の普及・啓発に関すること。
- (2) 各種災害に対する予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 各種災害の発生時における情報の収集・伝達及び出火防止・初期消火、避難、救出・救護、給食・給水等応急対策に関すること。
- (5) 自主防災組織編成表に関すること。
- (6) その他必要な事項

(資産、会計等)

第9条 本会の自主防災活動のための資産の保有及び管理、経費の会計その他一切の事務は、本会として執り行い、本組織として独自に資産の保有及び管理、経費の会計その他一切の事務は行わない。

附則

この規程は、平成25年5月12日から施行する。